# 富里市立図書館公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民及び施設利用者が調査研究に役立つ情報を取得する ための利便性の向上を図るために、本市図書館が整備した無線によるインタ ーネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用等に関し、必要な事 項を定めるものとする。

# (管理責任者の設置等)

- 第2条 無線LANの適正な管理を行うため、無線LAN管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。
- 2 管理責任者は、図書館長をもって充てる。

(サービスの内容)

第3条 無線LANを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、 次条により、当該無線LANを利用してインターネットに接続することがで きる。

#### (利用場所及び利用時間)

第4条 無線LANを利用することができる図書館、場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、利用時間については管理責任者により、変更できるものとする。

# (利用者の資格)

第5条 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、 管理責任者が、特に必要あると認めるときは、この限りではない。

# (無線LANの利用)

- 第6条 利用者は無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他関係法律等を遵守しなければならない。
- 2 無線LANを利用するための本市への申請等は不要とする。ただし、本規 約に同意しなければ利用することができない。
- 3 無線LANの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者

が費用を負担するものとする。

4 利用者持込機器の管理は、利用者が個人の責任において行うものとする。

# (利用の停止)

- 第7条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前 に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。
  - (1) 第8条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
  - (3) その他利用者として不適切であると管理責任者が判断した場合

# (禁止事項)

- 第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 他の利用者、第三者のプライバシー権その他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
  - (2) 本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
  - (3) 誹謗中傷する行為
  - (4)公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそのおそれの ある行為
  - (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
  - (7)性風俗、宗教、政治に関する活動
  - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて 又は無線LANに関連して使用し、もしくは提供する行為
  - (9) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘因販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (10) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
  - (11) ゲーム、電子商法取引等公共の施設では相応しくない行為
  - (12) 大きな音や声を上げる等著しく静穏を害し、又は粗野もしくは乱暴な行為
  - (13) 座り込み等その他交通、又は施設利用の妨害となる行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に 損害が生じた場合は、利用者は利用後であっても、全ての法的責任を負うも のとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

# (運用の中止)

- 第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は無線LANの利用を中止することができるものとする。
  - (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 暴動、騒乱、労働争議、震災、火災、停電その他の非常事態により、 無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない理由がある場合
  - (4) その他管理責任者が無線LANの運用上、一時的な中断が必要である と判断した場合
- 2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由は問わず、本市は一切の責任を負わないものとする。

# (免責)

- 第10条 管理責任者は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者が所有する端末の種類、OS、Webブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に 生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 5 管理責任者は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができるものとする。

#### (本規約の変更)

第11条 管理責任者は、利用者の許諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

#### 附則

本規約は、平成18年11月1日から施行する。

附則

本規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本規約は、令和5年4月1日から施行する。

# 別表 (第4条関係)

利用場所		利用時間
富里市立図書館(本館)	富里市七栄653-1	図書館が開館している時間